

～定期提出書類の書き方＜解説＞～

収支相償の計算

【特定ケース編】

ケース1

〔第一段階の記載〕

(参考FAQ:問VI-2-⑦)

公益目的事業のみを実施する法人で、公益目的事業を複数実施しており、法人会計区分を設けない場合。

ケース2

〔第二段階の記載〕

(参考FAQ:問V-2-⑥)

前年度、第一段階、第二段階ともに収支相償が満たされず、第一段階と第二段階の解消理由が同じで、本年度、第一段階に前年度の剰余金額を加算した場合。
また、前年度の剰余金の解消に向けて、本年度、公益目的事業財産を購入した場合。

ケース3

〔第二段階の記載〕

公益目的事業と収益事業を実施する法人で、公益目的事業と収益事業との間で取引があり、内部取引の消去の処理を行う場合。
また、公益目的事業を公1のみ実施している場合。

『事業報告書等に
係る提出書類』
別紙4 別表A(1)

ケース2

事業年度 自 年 月 日 法人コード
至 年 月 日 法人名

【別表A(1) 収支相償の計算(収益事業等の利益額の50%を繰入れる場合)】
(公1の事業等が公益目的事業に該当する場合は、50%を繰入せずに入力してください。)

1 第一段階(公益目的事業の収支相償)
法人が行う事業について、その経常収益、経常費用を比較します。

業種	経常収益計 前年度より額がプラスの事業がある場合は、当該事業の剰余金を加算してください。	経常費用計	この事業に係る特定費用準備金の当期取崩額	その事業に係る特定費用準備金の当期積立額	第一段階の判定 (2欄-3欄+4欄-5欄)
1	2	3	4	5	6
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円

第二段階7欄へ

2 第二段階(公益目的事業会計全体の収支相償)
法人が行う事業について、その経常収益、経常費用を比較します。

7	8	9	10	11	12	13
第一段階の経常収益計と経常費用計(2欄-3欄)	円					
特定の事業と関連付けられない公益目的事業に係るその他の経常収益、経常費用	円					
7欄と8欄の合計(公益目的事業会計の経常収益計、経常費用計の額と一致しているが確認してください。)	円					
公益目的事業に係る特定費用準備金に属する損益(別表B(1)より)「当期の取崩額を「収入」欄に、積立額を「費用」欄に記載してください。」	円					
収益事業等から生じた利益の繰入額	円					
収益事業等から生じた利益の繰入額	円					
合計(9欄-12欄)	円					円

※第二段階における剰余金の扱い
剰余が生じる場合(収入-費用欄の数値がプラスの場合)は、その剰余相当額を公益目的事業に係る資産取得、改良に充てるための資金に繰り入れた。公益目的事業財産の取得に充てたりするか、翌年度の事業拡大を行うことにより同種程度の損失となるようにしなければなりません。収入-費用欄の数値がプラスの場合、法人における剰余金の扱いの計画等を記載してください。
収支相償の額(収入-費用欄)がプラスとなる場合の今後の剰余金の扱い等

理由:
計

ケース3

ケース1

〔第一段階の記載〕

公益目的事業のみを実施する法人で、公益目的事業を複数実施しており、法人会計区分を設けない場合。

★ 収益事業等を行っていない場合、正味財産増減計算書内訳表で法人会計区分を設けないことができます。

★ 公益目的事業が複数あり、かつ、法人会計を設けない場合、管理費相当額は各収益科目の共通欄に記載し、管理費についても共通欄に記載してください。〔非営利法人委員会研究報告第29号「正味財産計算書内訳表等に関する研究報告」(日本公認会計士協会)参照のこと〕



《事例》 (公社) A協会は、前年度の第一段階(6欄)でプラスの金額となっていました。また、正味財産増減計算書内訳表で法人会計区分を設けていません。本年度及び前年度の第一段階の金額は下記の通りです。

○本年度の正味財産増減計算書内訳表の金額

経常収益計 公1:2,000 公2:1,000 公3:3,000

経常費用計 公1: 300 公2:900 公3: 3,000

○管理費 : 600(公1・200、公2・100、公3・300)

(上記カッコ内の各金額は、管理費相当額として各経常収益に対応します)

○前年度のA(1)表の第一段階の判定欄(6欄) 公1:30 公3:100

科目	公益目的事業				合計
	公1	公2	公3	共通	
I一般正味財産増減の					
受取寄附金				600	
経常収益計	1,800	900	2,700	600	6,000
事業費計	x x	x x	x x		x x
〇〇報酬	x	x	x		x
管理費計				600	
〇〇費				x	
経常費用計	300	900	3,000	600	4,800

《算定経過の説明》

正味財産増減計算書内訳表の各事業の経常収益計の計算

公1の経常収益計 $1,800 = 2,000 - 200$

公2の経常収益計 $900 = 1,000 - 100$

公3の経常収益計 $2,700 = 3,000 - 300$

※各事業の経常収益を集計した額(公1:2,000、公2:1,000、公3:3,000)から管理費相当額を差し引いた金額を記載します。

事業番号	経常収益計		経常費用計
	前年度に6欄がプラスの事業がある場合には当該剰余金の額を加算してください		
1	2	3	
公1	1,830 円	300 円	
公2	900 円	900 円	
公3	2,800 円	3,000 円	
	円	円	
	5,530 円	4,200 円	

《算定経過の説明》

A(1)表に転記する場合

公1の経常収益計 $1,830 = 1,800 + 30$

公1の経常費用計 300

公2の経常収益計 900

公2の経常費用計 900

公3の経常収益計 $2,800 = 2,700 + 100$

公3の経常費用計 3,000

※前年の第一段階(6欄)のプラスの金額をそれぞれの経常収益計に加算します。

ケース2

〔第二段階の記載〕

前年度、第一段階、第二段階ともに収支相償が満たされず、第一段階と第二段階の解消理由が同じで、本年度、第一段階に前年度の剰余金額を加算した場合。

また、前年度の剰余金の解消に向けて、本年度、公益目的事業財産を購入した場合。

★前年度の第一段階と第二段階(13欄)の解消理由が同じ場合、本年度の第一段階(2欄)で既に加算した額は、第二段階においてはその額を差し引いて計上します(二重計上の防止)。

★前年度の剰余金の解消理由として、「翌年度に公益目的事業財産の購入に充てる。」とした場合は、本年度その購入に充てた額を差し引いて計上します。

《事例》 (公財)C協会は、前年度の第一段階(6欄)第二段階(13欄)とも収支相償が満たされないため、解消策として、翌年度の事業拡大と備品購入に充てることを前年度の事業報告で記載しています。

○本年度の正味財産増減計算書内訳表の金額

経常収益計 公1:3,000 公2:3,500

経常費用計 公1:3,500 公2:4,000

○前年度のA(1)表第一段階の判定欄(6欄) 公1:400

○前年度のA(1)表第二段階の判定欄の「収入-費用」欄(13欄) 2,000

○本年度において、公益目的事業財産(備品)の購入額 800

今年度の第一段階

事業番号	経常収益計		経常費用計
	前年度に6欄がプラスの事業がある場合には当該剰余金の額を加算してください		
1	2	3	
公1	3,400		
公2	3,500 円		4,000 円
	6,900 円		7,500 円

昨年度の第一段階

事業番号	前年度に6欄する場合には当し	第一段階の判定(2欄-3欄+4欄-5欄)	
		6	
1			
公1		400 円	
公2		△100 円	

第二段階7欄へ

今年度の第二段階

	収入	費用	
7	7,700 円	7,500 円	
8			
9			
10			
11			
12			
13	7,700 円	7,500 円	収入-費用 200

《算定の経過》

※前年の13欄から既に2欄で加算した額を控除し、本年度の公益目的事業資産の購入費を差し引きます。

2欄 公1の経常収益計 3,400 = 3,000 + 400

7欄の収入額 7,700 = 6,900 + 2,000 - 400 - 800

昨年度の第二段階

	収入	費用	
7	7,700 円	7,500 円	
8			
9			
10			
11			
12			
13			収入-費用 2,000

第一段階で加算した額
公益目的事業財産を購入した額

